



令和8年度特別支援教育就学奨励費のご案内

1 特別支援教育就学奨励費とは

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づき、特別支援学級等に通う児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、世帯収入等に応じ、就学に必要な経費の一部を支給する制度です。

2 対象となる方

以下のいずれかに該当する方

- (1) 特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者の方
- (2) 学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当し、通常学級に通学する児童生徒の保護者の方
 ※ (1)(2)で、生活保護世帯や就学援助世帯の場合、生活保護費や就学援助費では支給されない費目（「交流及び共同学習交通費」及び「職場実習交通費」）のみ支給対象とします。重複支給はありません。
- (3) 通級指導教室に通う児童の保護者の方（通学費のみが対象）

3 お手続きの流れ

- (1) 期日までに、電子申請システムにてお手続きをしてください。
- (2) 教育委員会が3段階の「支弁区分」を決定し、受給を希望する保護者の方に郵送にて通知します。
- (3) 決定後、振込みを行います。

4 支給上限額（予定）

支弁区分に応じて支給対象となる費目や支給額が異なります。

費目	支給額		
	支弁区分：Ⅰ段階、Ⅱ段階		支弁区分：Ⅲ段階
	小学校	中学校	
学校給食費※	実費の2分の1		
通学費	実費		実費の2分の1
職場実習交通費	実費		実費の2分の1 (中学校のみ)
交流及び共同学習交通費	実費		実費の2分の1
修学旅行費	実費の2分の1 (支給対象外経費除く)		
校外活動等参加費 (宿泊を伴わない場合の交通費及び見学料)	実費の2分の1 上限800円	実費の2分の1 上限1,155円	
校外活動等参加費 (林間学校等宿泊を伴う場合の交通費、宿泊費及び見学料)	実費の2分の1 上限1,845円	実費の2分の1 上限3,105円	
学用品・通学用品購入費	年額5,820円	年額11,370円	
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	年額28,530円	年額31,500円	
体育実技用具費(柔道)	実費の2分の1 上限3,825円		

※小学校の学校給食費は、給食費負担軽減交付金が適用されるため、当制度からの支給はありません。

【問合せ】

新座市教育委員会学務課（新座市役所第二庁舎2階）
特別支援教育就学奨励費担当 電話 048-477-6869（直通）